

公 告

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和 7 年 8 月 27 日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 入札件名
大型標識点検整備業務委託
- (2) 委託期間
契約締結の日から令和 8 年 1 月 30 日（金）までの間
- (3) 委託場所
杵築日出警察署管内
- (4) 予定価格
7, 110, 180 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 大分県共同利用型電子入札システムの利用

本案件は、大分県共同利用型電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県電子入札運用基準（物品・役務）による。

3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本案件については、次に掲げる要件を全て満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等に関する告示（昭和 39 年大分県告示第 481 号）により、とび・土木・コンクリート工事の資格認定を受けている者であること。
- (3) 過去 5 年間に国（公団を含む。）又は都道府県と規模をほぼ同じくする道路附属物設置工事に係る契約実績を有していること。
- (4) 大分県内に、建設業法に基づく本店、支店又は営業所（契約に関する委任を受けたもの）がある者であること。
- (5) 下記のすべてを満たす者を 1 名配置できること。
 - ア 道路標識点検診断士の資格を有する者（開札予定日以前 3 ヶ月以上前に雇用された者に限る。）
 - イ とび・土工・コンクリート工事業種に係る建設業法第 15 条第 2 号の規定に該当する資格を有する者。（開札予定日以前 3 ヶ月以上前に雇用された者に限る。）
- (6) 大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和 60 年大分県告示第 267 号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (7) 開札予定日以前 3 か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実、又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (8) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 25 号）の規定に基づく申立てがなされていない者であること。
- (9) 自己又は自己の役員等が、次の各号のいずれにも該当しないこと及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）

第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供用している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(10) 大分県共同利用型電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。

システム利用できない場合は、入札説明書「4 紙入札での参加を認める基準」に定める手続きによること。

4 契約条項を示す日時、場所及び担当する部局

(1) 日時及び場所

大分県共同利用型電子入札システム上に令和7年9月11日（木）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。ただし、業務委託仕様書については、後記(2)で示す。また、後記7(3)に記す再度入札を行うときは再度入札の開札日まで延長する。

(2) 担当部局

〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁舎新館12階
大分県警察本部交通部交通規制課交通規制係
電話番号 097-536-2131（内線5175）

5 大分県共同利用型電子システム及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

(1) 使用言語 日本語

(2) 使用通貨 日本国通貨

6 大分県共同利用型電子入札システムによる入札金額の入力期間等

(1) 入札参加申請期間

令和7年8月28日（木）午前9時から令和7年9月4日（木）午後5時まで

(2) 入札金額の入力期間

令和7年9月8日（月）午前9時から令和7年9月11日（木）午後5時まで

(3) 入札金額

委託料総額を入力すること。

落札決定については、電子入札システムに入力された単価に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税事業者を問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入力すること。

(4) 注意事項

大分県共同利用型電子入札システムにおけるICカード（電子証明書）とカードリーダーの準備及び利用者登録を完了していること。

紙により入札書を提出する場合は、入札説明書「4 紙入札での参加を認める基準」に定める手続きにより事前に承認を受け、発注者が指定した日時及び場所に提出するものとする。

7 大分県共同利用型電子入札システムによる開札日時及び方法

(1) 開札日時

令和 7 年 9 月 12 日（金）午前 10 時

(2) 開札方法

大分県共同利用型電子入札システムによる。

(3) 再度入札

開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第 167 条の 8 第 4 項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札金額の入力期間及び開札日時を別途通知する。

8 入札保証金に関する事項

免除とする。

9 契約保証金に関する事項

免除とする。

10 無効入札に関する事項

大分県契約事務規則（昭和 39 年大分県規則第 22 号）第 27 条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

11 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、大分県共同利用型電子入札システムに装備されている電子くじにより落札者を決定する。

(3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号又は 9 号の規定により随意契約を行うものとする。

(4) 最低制限価格は設けない。

12 入札に関する事務を担当する部局の名称

〒870-8502 大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号 大分県庁舎新館 8 階
大分県警察本部警務部会計課施設管理室管財係
電話番号 097-536-2131（内線 2295）

13 その他

(1) 前記 3（9）に掲げる資格要件については、確認のため大分県警察本部に照会する場合がある。

(2) その他の詳細は、入札説明書による。